再生手続開始

平成２４年（再）第５８号
東京都墨田区墨田２丁目17番２号
再生債務者　有限会社ヤマモト
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月21日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年６月25日から平成24年７月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第９４号
東京都中央区新川１丁目16番３号
再生債務者　ドーヴァル海運株式会社
特別調査期間　平成24年６月７日から平成24年６月８日まで
平成24年４月23日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２３年（再）第８３号
千葉県市川市鬼越２丁目９番17号
再生債務者　時田　祐司
１　投票期間　平成24年６月11日まで及び平成24年６月19日午前11時債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年６月19日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成24年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第８４号
東京都江東区深川２丁目14番12―603号
再生債務者　糸川　昭雄
１　投票期間　平成24年６月11日まで及び平成24年６月19日午前11時債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年６月19日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成24年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１００号
東京都足立区綾瀬７丁目23番２―305号
再生債務者　中村　修子
１　投票期間　平成24年６月11日まで及び平成24年６月19日午後４時債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年６月19日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成24年４月24日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第９４号
東京都中央区新川１丁目16番３号
再生債務者　ドーヴァル海運株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年４月６日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年６月13日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年６月５日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月30日
平成24年４月23日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第３号
群馬県高崎市飯塚町487番地
再生債務者　株式会社ユーアンド
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月25日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（再）第７６号
東京都世田谷区赤堤３丁目３番４号
再生債務者　株式会社メド城取
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第８２号
千葉県市川市鬼越２丁目９番17号
再生債務者　ＩＴケミカル株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第８７号
東京都荒川区東尾久３丁目20番10号
再生債務者　斎藤　和子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第８９号
東京都葛飾区東四つ木３丁目44番10号
再生債務者　株式会社三河屋
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第９６号
埼玉県さいたま市北区東大成町２丁目585番地
再生債務者　株式会社高橋商事
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３号
新潟市中央区日の出２丁目２番33号
再生債務者　株式会社グッドライフクラブ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月20日　　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（再）第１号
岡山県苫田郡鏡野町下原1647番地の１
再生債務者　有限会社岡山県ブロイラー
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年４月23日　岡山地方裁判所津山支部

再生手続終結

平成２０年（再）第７７号
東京都港区西新橋１丁目５番10号
再生債務者　アエル株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年４月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第８６号
東京都中央区日本橋茅場町１丁目10番６号マツモトビルディング２階
再生債務者　ビーエフディーナカムラ有限会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年４月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第１５２号
東京都台東区東上野１丁目27番８号鋤柄ビル
再生債務者　三平建設株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年４月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２２８号
神奈川県相模原市中央区上溝4478番地２
再生債務者　株式会社日本オート技研工業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年４月23日
東京地方裁判所民事第20部